



きぬこかい新聞

発行
国土交通省
下館河川事務所
きぬこかい情報発信局

〒308-0841
茨城県筑西市二木成1753
Tel. 0296-25-2161
HPアドレス
<http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/>



鬼怒川小貝川の伐採木の利活用を進めています

第5回鬼怒川小貝川の伐採木の利活用に関する検討会

下館河川事務所では、「パートナーシップwithリバープロジェクト」地域との川を軸とした協働・連携事業の一環として鬼怒川及び小貝川において、河道内の樹木による治水上及び河川管理上の課題を解消するために樹木伐採を計画的に実施しています。

そこで、「災害時の資材」や「河川の維持管理・流域のイベントでの活用」、「利用する人に優しい川づくり」への利活用をすることにより、地域の「河川行政への理解」や「防災意識の向上」を目的として、沿川自治体の茨城九市町、栃木九市町及び国土交通省による「伐採木の利活用に関する検討会」を組織し具体的な利活用について検討をしています。



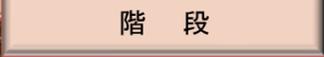
利活用に関する検討会

今回、平成二十二年十月十九日(火)に下館河川事務所および十七市町の参加で、「第五回鬼怒川・小貝川の伐採木の利活用に関する検討会」を開催し、伐採木利活用報告や、今後の利活用計画、伐採木のストック状況、平成二十二年度伐採予定箇所、公募伐採などについて、伐採木の利活用に関する紹介、情報の交換等が行われました。

利活用例



ロングベンチ
散歩の途中で休める場所に！



階段



伐採木で作ったベンチを置きました。
小貝川右岸46.4km付近
ネイチャーセンターの近く



防災用資材



あずまや

伐採木を利用した工作物等は、材料費がからず、加工費のみであるため、安価で入手できます。自治体などは、それらを地域に設置したり、流域のイベントでの活用することにより、地域に対する行政サービスの提供ができるのと同時に、利用者には、快適な河川空間の利用が図れ、河川に対する意識の向上も図れることなどが見込まれます。



イベントでは採竹で作った水鉄砲が子供達に好評です

『パートナーシップwithリバー』プロジェクト ～地域との川を軸とした協働・連携事業～



国交省
下館河川事務所
・河川事業への理解向上
・防災意識の向上
・伐採木処理コスト削減

自治体
・行政サービスの向上
・防災意識の向上
・材料費のコスト削減

住民
・治水安全度の向上
・利便性の向上
・生活環境の改善

【公募伐採について】

下館河川事務所では、さらなる木材資源の有効利用および伐採コストの削減を図るため、鬼怒川・小貝川の支障となっている樹木について、河川管理者に代わって希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰ってもらおう試みを今年度から実施する予定です。

今後詳しい公募のお知らせを下館河川事務所ホームページ等に掲載する予定です。地域の皆さんもぜひ伐採木の利活用にご協力をお願いします。



利活用を待つ伐採木

！子どもたちにも大好評！ 建設フェスタ2010で 伐採竹の起き上がりこぼし作り

平成二十二年十月二十四日(日)に、茨城県ひたちなか市において、県内の公共団体や建設産業に関連する各種団体が一体となって地域の皆さんとのふれあいを通じて、特に次代を担う子供に生活・社会基盤の整備を担う建設事業に対する理解と建設産業の魅力を知っていただくために、茨城県の《建設フェスタ2010》が一万二千人以上の来場者をむかえ盛況に開催されました。下館河川事務所からは、「伐採木の利活用について紹介するコーナー」を設置し、具体的な活用例として「伐採竹を使った起き上がりこぼし作り」を来場者に体験してもらいました。

伐採竹を輪切りにして使った起き上がりこぼし作りは、特に子供達や親子に大変好評で、自然にある材料への関心も感じられ、伐採木の利活用についての取り組みを紹介する良い機会になりました。



起き上がりこぼし作り

九・二十八秋雨前線出水情報

平成二十二年九月二十六日から二十八日にかけて秋雨前線と低気圧の影響で、関東地方に大雨が降り小貝川でも増水し、下館河川事務所では九月二十八日に洪水対策支部を設置し(水防警報発令・河川監視・流量観測、排水機場による内水処理・CCTVによる映像の配信等)出水の対策にあたりました。小貝川上流の三谷観測所(真岡市高田)では注意水位を超過し、中流の黒子水位観測所(筑西市西保末)、小貝川水海道観測所(常総市水海道淵頭)で水防団待機水位を超過しましたが、地域の水防団の協力も有り、出水による被害はありませんでした。詳しい出水情報は、下館河川事務所ホームページをご覧ください。

不法投棄は犯罪です！

鬼怒川・小貝川では、河川パトロール車により日々河川監視を実施しています。その中で毎日不法投棄ゴミが確認されています。心ない人達のゴミの不法投棄によって、鬼怒川・小貝川が汚れた川になりつつあります。不法投棄は犯罪です！

■廃棄物処理法においては、五年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金
■河川法においては、三ヶ月以下の懲役もしくは二十万円以下の罰金が科せられます。

川にゴミを捨てる行為は、違法です

川や海の生き物の暮らしをおびやかします

誰がゴミを捨てているのでしょうか

河川のゴミは身近な人たちの何気ない行為が原因となっているのです。皆さんが何気なく捨てたゴミは、川に流れやがて海に

取水市制施行四十周年 小貝川Eポート大会実施

平成二十二年十月二十四日(日)取水市の小貝川親水護岸でNPO小貝川プロジェクト主催の小貝川Eポート大会が実施されました。参加者は、秋空の下、小貝川の水を吹くさわやかな風を受け一緒に快適な汗を流して小貝川で一日を楽しみました。